改 正 前

(前 略)

(気象等又は交通機関の運休による休講等の措置)

- 第2条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスにおいて、授業休止又は定期試験延期の措置(以下「休講等の措置」という。)をとる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) JR西日本(京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線)、阪急電鉄(<u>河原町駅</u>〜<u>梅田駅</u>間)、京阪電鉄(出町柳駅〜淀屋橋駅又は中之島駅間)、近畿日本鉄道(京都駅〜大和西大寺駅間)及び京都市営地下鉄のうち、3以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合

2~4 (略) (後略) (気象等又は交通機関の運休による休講等の措置) 第2条

ΤĒ

(1) • (2) (同 左)

(3) JR西日本(京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線)、阪急電鉄(<u>京都河原町駅</u>~大阪梅田駅間)、京阪電鉄(出町柳駅~淀屋橋駅又は中之島駅間)、近畿日本鉄道(京都駅~大和西大寺駅間)及び京都市営地下鉄のうち、3以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合

2~4 (同 左)

附則

この要項は、令和元年10月1日から実施する。